

会議名 (審議会等名)	平成29年第9回小金井市農業委員会の会議		
事務局 (担当課)	農業委員会事務局		
開催日時	平成29年9月20日(水) 15:30~17:00		
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室		
出席者	委員	高杉隆行、松嶋あおい、鴨下公夫、岸野有次、大堀金義、渡邊正明、高橋堅治、高橋金一、橋本尚幸、大澤利之、鴨下永孝、大久保政男、永井文夫、井寺喜香	
	その他		
	事務局	高橋事務局長、島田係長、茅野主事	
欠席者			
傍聴の可否	可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	個人情報保護による		
会議次第	別紙のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	別紙のとおり		

1 開 会

2 会長挨拶

3 会期の決定

議 長	会期は本日一日とさせていただきます。
-----	--------------------

4 会議録署名委員の指名

議 長	会議録の署名委員を指名します。 〔5番〕大堀委員、〔6番〕渡邊委員にお願いします。
-----	--

5 議案の審議

(1) 第1号議案

(今回はありません。)

(2) 第2号議案 農地法第4条、第5条に基づく転用届出について

①農地法第4条について

(今回はありません。)

②農地法第5条について

議 長	農地法第5条の農地転用届出の専決処理について、事務局より説明 願います。  〔5件事務局説明〕
議 長	この件につきましてご意見、ご質問等ございますか。  特に無いようですので、次へ移ります。

(3) 第3号議案 その他の事項について

① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議 長	引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局より説明をお願いします。
	[事務局説明]
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事 務 局	報告いたします。この畑はアスパラ、カボチャ、エダマメ等多品目の野菜を栽培しております。軒先で直売をしており、肥培管理も問題はありません。
委 員	事務局の報告のとおりです。やや雑然とはしていましたが、肥培管理等に問題はありません。
議 長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。
委 員	納税猶予を受けている農地の中に一部納税猶予から除外した場所があると思われる。なぜ除外されているのか。
事 務 局	除外されている場所には、物置と造園用の石が置いてあります。 納税猶予の適用を受けることができる農地は、耕作を目的とした農地のみであります。パイプハウス等の農業用施設や農作業小屋等は、納税猶予の特例の対象となっているので農地に設置されていても納税猶予の適用を受けることができます。物置や造園用の石は、これらの特例を受けることができないことから除外しています。また、このようなものは、農地でない場所に移設すれば、適用を受けることができましたが、農地以外の場所に移設することができなかつたのでこの場所の部分のみ適用を外しています。
委 員	この農地は、生産緑地であると思われる。納税猶予の適用を受けられない場所であっても生産緑地としては認められているのか。
事 務 局	この農地は、生産緑地です。生産緑地の指定と納税猶予の適用の考え方は異なります。農業資材を格納する物置や造園用の石であっても現に農業の用に供されている農地として認められ、公共施設等の敷地に適しているか、面積が500㎡以上であるか等の基準を満たせば生産緑地として指定されますが納税猶予の適用は、農業用の物置であっても特例を受けることができないこととなっています。

議	長	<p>他にご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。</p> <p>〔「異議なし」との声あり〕</p>	
議	長	<p>異議なしと認め証明することといたします。</p>	
議	長	<p>2件目について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>〔事務局説明〕</p>	
議	長	<p>事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>報告いたします。この畑はトマト、ナス等の野菜やカキ、ウメ等の果樹など多岐にわたって栽培しています。軒先で直売をしており、肥培管理等問題はありません。この畑にも一部納税猶予から除外している場所がありますが、こちらは、お稲荷を祀る祠が設置されているためです。こちらも農業に直接関係のないものであることから納税猶予の適用を受けることができません。</p>
委	員		<p>事務局の報告のとおりです。肥培管理等に問題はありません。</p>
議	長		<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。</p> <p>〔「異議なし」との声あり〕</p>
議	長		<p>異議なしと認め証明することといたします。</p>

② 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

議	長	<p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>※本件は小金井市農業委員会会議規則第10条の規定により、該当する委員が一時退席。</p> <p>〔事務局説明〕</p>
議	長	<p>事務局より説明が終わりましたので、まず、私から調査報告を行い</p>

	<p>ます。この畑は、植木を栽培しています。畑には植木以外にミョウガ等も栽培しておりました。この畑にも一部納税猶予を除外している場所がありますが、こちらはJRの鉄塔が建っているためこちらの場所を除外しております。植木の手入れもしっかりされており、肥培管理等に問題はありません。</p> <p>続いて事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>会長の報告のとおりです。肥培管理等に問題はありません。</p>
議長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。</p> <p>〔「異議なし」との声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め証明することといたします。</p>
議長	<p>2件目について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>〔事務局説明〕</p>
議長	<p>事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告いたします。この畑はダイコン、ホウレンソウ等多品目の野菜を栽培しています。庭先販売をしております。肥培管理については、問題はありません。</p>
委員	<p>事務局の報告のとおりです。肥培管理を適切に行っており、問題は ありません。</p>
議長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。</p> <p>〔「異議なし」との声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め証明することといたします。</p>

③ 生産緑地の取得の斡旋について

議	長	生産緑地の取得の斡旋について、事務局より説明をお願いします。  〔事務局説明〕
議	長	事務局より説明が終わりました。地区担当委員は、担当地区で希望される農家があれば、10月13日までに事務局へ報告をお願いいたします。
議	長	2件目について、事務局より説明をお願いします。  〔事務局説明〕
議	長	事務局より説明が終わりました。地区担当委員は、担当地区で希望される農家があれば、10月13日までに事務局へ報告をお願いいたします。
議	長	農業委員による生産緑地の取得の斡旋について説明いたします。買取り申し出のあった生産緑地を取得する場合、買取ることのできる順番があります。国や自治体、農業者と決まっており、農業者までに買取り希望がなければ、生産緑地における行為制限が解除され、土地の所有者が売却等を行うことができます。農業委員会の会議において生産緑地の取得の斡旋を諮るときは、国や自治体の買取り希望がなく、農業者に買取り権利が発生したときになります。ここで農業委員はどのように斡旋するかとなりますが、個人の資産でもあるため農業委員が地区の農業者に公言することができません。農業を拡大したい等の農業者からの相談があつてはじめて、対象となる農地を斡旋し、買取り希望があれば事務局へ報告する流れとしております。  この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、次へ移ります。

6 協議事項

議	長	協議事項について事務局より説明願います  〔平成29年度支部別座談会の開催について〕	
事	務	局	小金井市では毎年1月下旬に、JA東京むさし小金井地区の各支部と合同で座談会を開催しています。支部別で開催することにより、農

<p>議 長</p>	<p>業者の声をより多く聞き、農業振興事業や農政対策事業に役立てていくことを目的としています。今年度は、平成30年1月22日から26日の5日間で開催します。準備の方法については、支部ごとで異なるため、支部長や前農業委員にご確認ください。地区担当委員以外の委員も期間中いずれかの日程でご参加ください。</p> <p style="text-align: center;">〔平成30年度農業委員会視察について〕</p> <p>事務局長 前回の農業委員会でも少しお話ししましたが、日帰りでの視察を平成31年2月頃に、関東近郊のどこかへ視察を行いたいと思います。希望地がございましたら、事務局へご連絡ください。</p> <p>議長 この件について、ご質問等ありますか。 無いようですので、次に移ります。</p>
------------	--

## 7 報告事項

<p>議 長</p>	<p>報告事項について事務局より説明願います。</p> <p style="text-align: center;">〔(1)小金井市生産緑地地区に定めることができる区域の規模関する条例（案）に対する意見募集について〕</p> <p>生産緑地法の改正については、都市農政推進協議会や農業経営者クラブでの講演会等でも取り上げました。生産緑地の下限面積を引き下げる条例（案）について9月15日から10月16日までパブリックコメントを実施いたします。意見がありましたら、環境政策課へFAX等でお送りください。また、市のHPから直接意見を入力することもできますので、ご利用ください。</p> <p style="text-align: center;">〔(2)農地利用状況調査について〕</p> <p>肥培管理が良好でない農地に関しては、再度調査を行っていただき、次回の委員会で報告書の提出をお願いします。また、引き続き指導が必要である農地等については、10月20日の農業委員会の会議の前にマイクロバスにて委員全員で農地の見回りを行います。</p> <p>議長 この件について、ご質問等ありますか。 無いようですので、次に移ります。</p>
------------	---

## 8 連絡事項

議 長	連絡事項について事務局より説明願います。
事 務 局	〔(1)北多摩地区農業委員研修会の開催について、(2)農業委員会会長職務代理研究集会の開催について、(3)農業委員会会長研究集会の開催について、(4)立毛・小規模立毛品評会の開催について事務局より説明した。〕
議 長	何かご意見やご質問ございますか。 無いようですので次へ移ります。

## 9 その他

議 長	その他について何かございますか。
事 務 局	10月23日に秋葉原UDXで行われる東京都立食品技術センター講演会のチラシをお配りしています。午後1時30分より成果発表会が行われますので、興味のある方は10月10日までに参加申込書に記入し、直接FAXで送付したうえでご参加ください。
議 長	他に何かございますか。 特に無いようですので、これで平成29年第9回農業委員会の会議を終了させていただきます。



## 平成29年第9回小金井市農業委員会の会議次第

日 時 平成29年9月20日（水）

午後3時30分 開会

場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 会期の決定
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく農地の許可申請について・・・ 0件
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく農地の転用届出について
    - ① 農地法第4条について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件
    - ② 農地法第5条について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5件
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - ① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について・・・ 2件
    - ② 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
    - ③ 生産緑地の取得の斡旋について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
- 6 協議事項
  - (1) 平成29年度支部別座談会の開催について
  - (2) 平成30年度農業委員会視察について
- 7 報告事項
  - (1) 小金井市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）に対する意見募集について
  - (2) 農地利用状況調査について
- 8 連絡事項
  - (1) 北多摩地区農業委員研修会の開催について

- (2) 農業委員会会長職務代理研究集会の開催について
- (3) 農業委員会会長研究集会の開催について
- (4) 立毛・小規模立毛品評会の開催について

9 その他

10 閉 会